

◎下記の1から8に該当する20歳未満の児童を監護・養育している母の家庭

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が別表に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童（父から認知された児童を除く。）

◎下記の1から8に該当する20歳未満の児童を監護・養育している父の家庭

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 母が死亡した児童
- (3) 母が別表に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 母の生死が明らかでない児童
- (5) 母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

◎上記の内容に該当する20歳未満の児童を父・母に変わって監護・保護している養育者の家庭

◎母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦であって、現在一人暮らしであり、今後もその状態が継続すると見込まれる者。

別表

- 1 両眼の視力の和が 0.04 以下の者
 - 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の者
 - 3 両上肢の機能に著しく障害を有する者
 - 4 両上肢のすべての指を欠く者
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する者
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有する者
 - 7 両下肢を足関節以上で欠く者
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有する者
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過している者
- (備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測定する。